

# 入札公告（役務の提供等）

次のとおり一般競争に付します。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成24年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

平成24年2月29日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所長 足達 正明

## 1. 業務内容

### (1) 件名

平成24年度 首里城工事記録映像撮影業務（電子入札対象案件）

### (2) 業務の概要

本業務は、首里城の黄金御殿・寄満・近習詰所、奥書院、御内原エリアの復元工事を行うにあたり、施工前から完成（一部）までの各施工段階における撮影を行い、広報及び復元整備、アーカイブの基礎資料とするものである。

### (3) 履行期間

契約の当日から平成25年3月29日まで

### (4) 履行場所

国営沖縄記念公園首里城地区

沖縄県那覇市首里当蔵町3丁目1番地

### (5) 入札方法

- ① 入札者は、本業務の特記仕様書に示す業務内容一切と諸経費を含む契約金額を見積るものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ③ 原則として当該入札の執行において入札執行回数は2回を限度とし、それまでに落札者がいないときは、予算決算及び会計令第99条の2の規定に基づく随意契約には移行しない。

### (6) 電子入札システムの利用

本案件は、競争参加資格申請書、確認書、参考見積書などの提出、入札を電子入札システムで行う対象案件である。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとする。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 22・23・24 年度内閣府競争参加資格（全省庁統一資格）において、入札時まで「役務の提供等」で「A」、「B」、「C」、「D」等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格の認定を受けたものであること。なお、一般競争参加資格の申請中であっても競争参加資格申請書を提出することができるが、改札の日において、一般競争参加資格を認定されていなければならない。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、沖縄総合事務局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者（上記（2）の再認定を受けた者を除く）でないこと。
- (4) 競争参加資格申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局長から「沖縄総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 60 年 8 月 6 日付け総会計第 642 号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 本業務に係る申込者は、別途発注済みの「平成 23 年度公園事務所関係資料整理業務（受託者：一般社団法人沖縄しまたて協会）」の受託者と資本若しくは人事面において関連がない者であること。
- (6) 平成 14 年度から平成 23 年度末までに完了（平成 23 年度完了予定の業務含む）する、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人、又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注を行った記録映像撮影の元請けでの業務実績があること。
- (7) 受領期限までに仕様書及び入札説明書の受領を済ませ、かつ、提出期限までに競争参加資格申請書を提出していること。
- (8) 電子入札システムによる場合は、電子承認（ICカード）を取得していること。
- (9) 暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、沖縄総合事務局開発建設部発注工事等から排除する旨の通知「指名除外通知書」を、内閣府から受けた者（当該「指名除外通知書」についての取消し通報として、「指名除外取消通知書」を通知された者は除く。）ではないこと。

## 3. 入札書の提出場所等

- (1) 電子入札システムの URL、入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

国土交通省電子入札システム <http://www.e-bisc.go.jp/>  
〒905-0206 沖縄県国頭郡本部町字石川424番地  
沖縄総合事務局 国営沖縄記念公園事務所 総務課 総務係  
電話0980-48-3140（代表）

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書等は、3.(1)又は電子メールにて交付する。交付期間は、平成24年2月29日(水)から平成24年3月9日(金)までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時15分まで。なお、電子メールでの交付を希望する場合は、上記(1)へ連絡すること。

(3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

平成24年2月29日(水)から平成24年3月9日(金)までの土曜日、日曜日、及び祝日を除く毎日午前9時から午後5時15分まで電子入札システムにより提出を行うこと。申請書及び資料が、1MBを超える場合の提出方法については、入札説明書による。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとし、上記(1)に持参、又は郵送(配達記録郵便・期限内必着)すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。なお、電子入札システムによりがたい場合は、紙入札方式参加願を提出するものとし、上記(1)に持参すること。

1) 入札の締め切りは、平成24年4月2日(月)午後2時00分

2) 開札は、平成24年4月3日(火)午後2時00分 沖縄総合事務局国営沖縄記念公園事務所にて行う。

4. その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者の提出した入札書は無効とする

また、予め限定したICカード以外を使用した場合、入札は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなさ

れないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他詳細は入札説明書による。